

## 泉大津市子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援新制度について

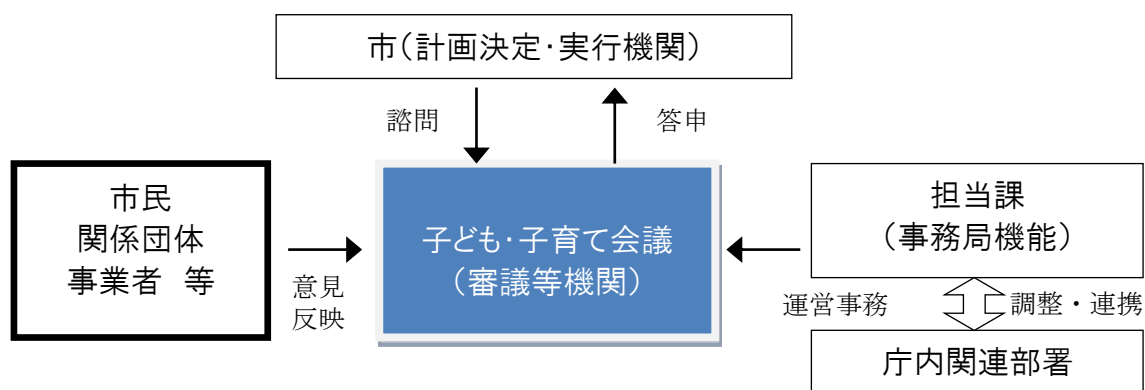
平成 25 年 12 月 24 日子ども子育て会議資料

## 1 計画の要旨

- 市は、子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定する。
- 本計画は、子ども・子育て関連 3 法及び国の基本指針に即し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び子ども・子育て支援業務の円滑な実施に関する計画とする。
- 市次世代育成支援行動計画（後期計画）が平成 26 年度に完了年度を迎えるため、同計画の内容を精査し、本計画に包含する。
- 計画期間は、平成 27～31 年度の 5 年間とする。

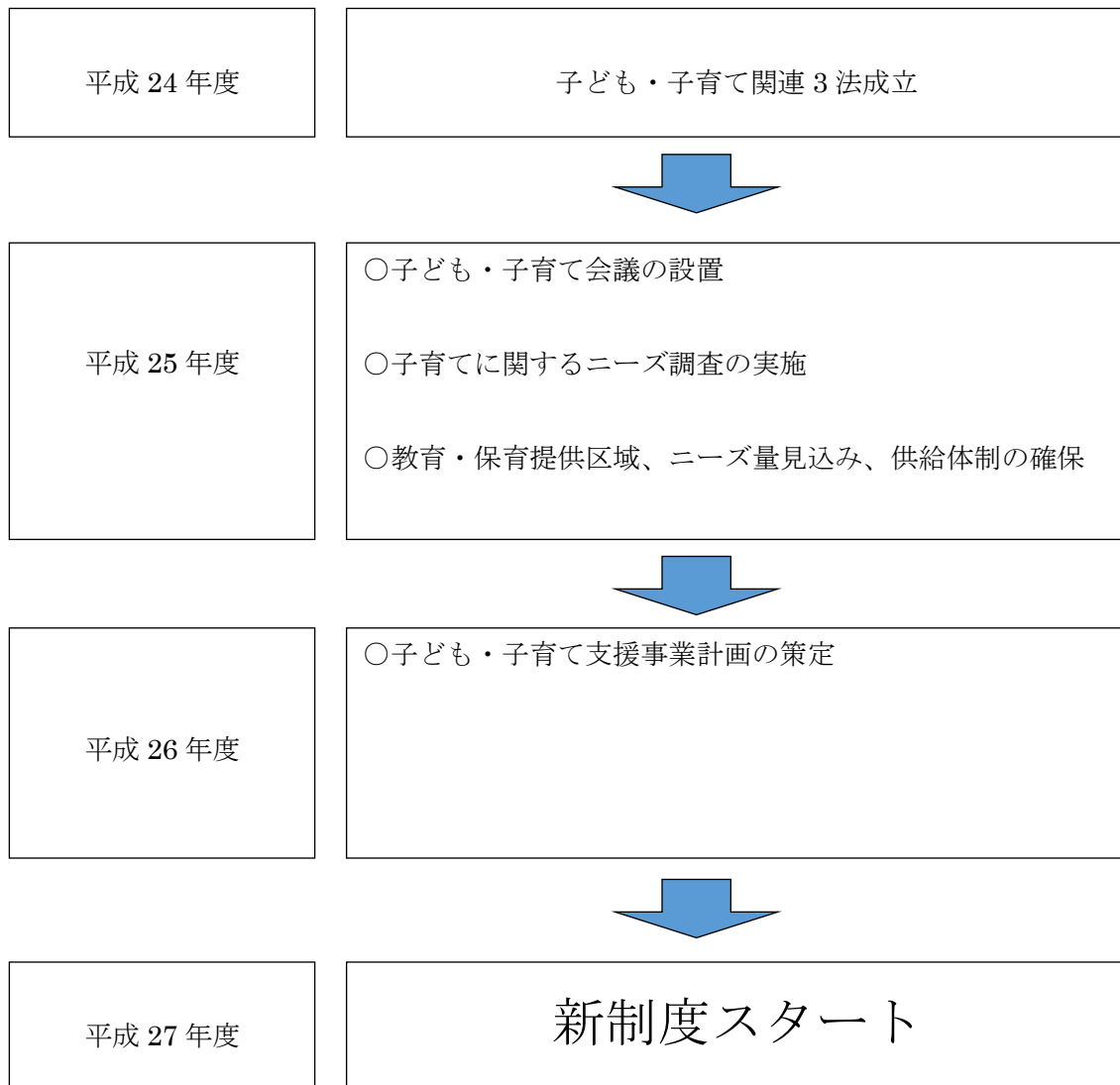
## 2 計画の策定体制

- 市は、子ども・子育て会議の意見を踏まえ、計画を決定する。
- 子ども・子育て会議は、市の諮問を受けて計画策定（改定）とともに、施設利用定員の設定のほか、計画の推進にかかる調査及び審議を行う。運営事務は担当課が行う。
- 計画策定（改定）及び事業実施にあたっては、市民（保護者等）、関係者等の意見を聴くものとする。



### 3 計画策定にかかるスケジュール

#### (1) 全体スケジュール



※平成 27 年度から新制度スタートにあたり、施設の認可、運営にかかる基準等に関する条例整備が必要な場合あり。

(2)子ども・子育て会議の開催スケジュール

H25 年度	開催時期	会議次第(予定)
第 1 回	12 月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 副市長挨拶・委嘱状交付</li> <li>2 委員、事務局の紹介</li> <li>3 会長・副会長の選任</li> <li>4 会長挨拶</li> <li>5 諮問について</li> <li>6 子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援新制度について（説明）</li> <li>7 ニーズ調査について</li> <li>8 その他（次回日程、連絡事項等）</li> </ol>
第 2 回	3 月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催・挨拶・前回までの協議内容確認</li> <li>2 ニーズ調査ほか各種調査結果の報告</li> <li>3 教育・保育提供区域、ニーズ量、供給体制の検討</li> <li>4 その他（次回の日程、連絡事項等）</li> </ol>

H26 年度	開催時期	会議次第(予定)
第 3 回	5 月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催・挨拶・前回までの協議内容確認</li> <li>2 計画原案の検討</li> <li>3 その他（次回の日程、連絡事項等）</li> </ol>
第 4 回	8 月	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 開催・挨拶・前回までの協議内容確認</li> <li>5 計画修正案の検討</li> <li>6 その他（次回の日程、連絡事項等）</li> </ol>
第 5 回	11 月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催・挨拶・前回までの協議内容確認</li> <li>2 計画中間案の検討～中間案の決定</li> <li>3 パブリックコメント実施概要について（説明）</li> <li>4 その他（次回の日程、連絡事項等）</li> </ol>
—	12 月	パブリックコメント
第 6 回	平成 27 年 2 月 上旬~中旬	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催・挨拶・前回までの協議内容確認</li> <li>2 パブリックコメント結果報告</li> <li>3 計画答申案の検討～答申案の決定</li> <li>4 その他（今後の会議予定 等）</li> </ol>

#### 4 計画策定業務スケジュール

H25 年度	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 保護者ニーズ調査			調査設計、実施準備	実施	集計	分析	まとめ	
2 現行施策の評価					シート実施	まとめ	まとめ	
3 教育・保育提供区域、ニーズ量(案)	※国ワークシート提示時期(年内)						まとめ	
子ども子育て会議					第1回			第2回

H26 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
4 計画案策定	原案立案		修正案作成	修正案作成		中間案作成	中間案作成	
5 パブリックコメント								広報
子ども子育て会議		第3回			第4回			第5回

H26 年度					12月	1月	2月	3月
パブリックコメント(続き)	/				実施			
6 計画(市)						計画検討	計画検討	決定
子ども子育て会議							第6回	

●次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画を連動させた計画とする

## 第1編 次世代育成の総合支援計画

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 (仮称)安心子育て・子育てプランとは。  
計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間
- 2 計画の策定体制
- 3 子どもと子育て家庭の概況
- 4 次世代計画の評価、子育て・子育ての主要課題
- 5 子どもの将来推計

★プランについて概要を記載

★「子どもと子育て家庭の概況」を記載

★次世代育成支援地域行動計画における目標事業量の実施状況と、基本目標ごとの施策の達成度評価の結果を記載

### 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 施策の体系
- 4 重点プロジェクト(5年間で重点的に取り組む事項)

★特に重点的に取り組む事業について、重点プロジェクトとして位置づけ記載

### 第3章 目標実現のための施策及び成果指標

- 目標1 子どもの人権の尊重と安心・安全な環境づくり  
目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり  
目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり  
目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進  
目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

★子どもの最善の利益を出発点に5つの要素の総合的な支援を、子どもの育ちの支援(1、2)、子育ての支援(3、4)、子育てを支える地域づくり(5)の目標に組み替え

### 第4章 計画の推進

- 1 計画の推進主体と連携の強化
- 2 PDCAマネジメントの仕組み(評価体制等)

★推進体制の概念図と各主体の役割を記載

★計画の進行管理は、子ども・子育て会議等による目標値の毎年度の点検・評価について記載

## 第2編 子ども・子育て支援事業計画

### 第1章 計画策定にあたって

- 1 子ども・子育て支援事業計画の概要
- 2 子育て支援事業にかかる現状と課題

★「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨や計画期間等

★「教育・保育サービス」「地域子育て支援事業」の実施状況等

### 第2章 サービス見込み量と確保の方策

- 1 教育・保育提供体制の確保の内容および実施時期
- 2 地域子ども・子育て支援事業提供体制の確保の内容および実施時期
- 3 その他事業の数値目標

★教育・保育提供体制について、区域の設定や区域ごとの事業量を設定し、事業量設定の考え方等も併せて記載

★その他事業の数値目標の一覧を記載

(参考) 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度を『子ども・子育て新制度』と呼んでいる。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



平成27年4月 施行(新制度スタート)

(参考)

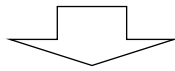
	概要	主な内容
子ども・子育て支援法	すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築などの規定。 (子ども・子育て新制度の中心となる法律)	①子ども・子育て支援給付 ◆児童手当 ◆教育・保育給付（認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設） ②※1 特定教育・保育施設、※2 特定地域型保育事業者にかかる規定 ③市町村の地域子ども・子育て支援事業の実施 ④市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定 ⑤市町村の子ども・子育て会議設置の努力義務
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園の認可・指導監督等を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的な位置づけをもたせる。 (二重行政の解消)	①法の目的規定改正（幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記） ②幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実 ③幼保連携型認定こども園の認可等の改正（設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人。※株式会社等の参入は不可）
関係法の整備法	上記2法に伴い、関係法律の規定の整備を行う。	①児童福祉法など所要の改正 ②国の所管等に関する所要の改正

※1 特定教育・保育施設とは、施設型給付費が支給される事業、及びそれを提供する施設（幼稚園、保育所、認定子ども園）のことをいう。

※2 特定地域型保育事業者とは、地域型保育給付費が支給される事業、及びそれを提供する事業者のことをいう。

## (2)子ども・子育て新制度の目的

新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的にした取り組みである。



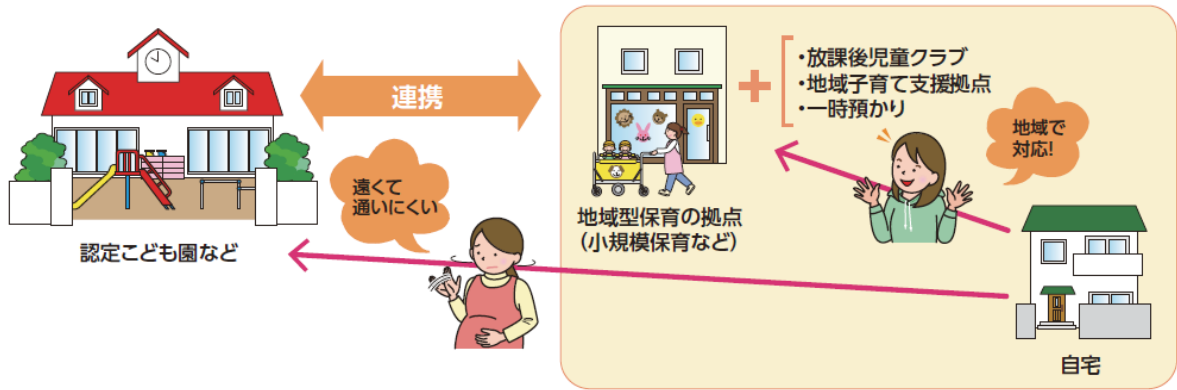
課題：親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれている。
<b>新制度：質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供（認定こども園の普及）</b> 「認定こども園」の設置手続きの簡素化や財政支援の充実・強化などにより普及を図る。 (認定こども園の主なメリット) <ul style="list-style-type: none"><li>● 保護者が働いているいないにかかわらず利用できる。</li><li>● 保護者の就労状況が変化しても継続して利用できる。</li><li>● 地域の子育て世帯のために「子育て相談」「子育て広場」などの子育て支援を実施する。</li></ul>
課題：核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下している。
<b>新制度：地域のニーズにあわせた子育て支援の一層の充実</b> すべての家庭を対象にした多様な子育て支援を充実させるため、国が財政支援を強化する。 (子育て支援の例) <ul style="list-style-type: none"><li>● 子育て広場の設置数の増加</li><li>● 一時預かりの実施場所や受け入れ人数の増加</li><li>● 放課後児童クラブの増加（対象を小学校6年生まで拡大）</li></ul>
課題：都市部を中心に保育所に入れない待機児童が存在する。一方で、子どもの減少による保育所の統廃合などで、遠くの施設の利用や利用を断念する実態がある（近くに保育の場がなくなった）。
<b>新制度：待機児童解消のため、保育の受け入れ人数を増やす（保育の量的拡大）</b> 地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備する。また、少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育（地域型保育給付の創設）により、受け入れられる子どもの人数を増やして待機児童の解消を計画的に進める。 <b>新制度：子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する（保育の量的拡大）</b> 子どもが減少している地域において、地域型保育給付の創設による少人数保育の安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確保する。また、地域型保育の拠点として認定こども園などと連携して保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどとの併設により、地域の多様な保育ニーズに対応する。

### <実施主体と財源>

新制度は住民に最も身近な市町村が、地域ニーズを把握し、地域に応じた子育て支援環境の充実・整備を計画的に進める。

この取組の財源は、消費税率引き上げ（10%）による増収分のうち、7,000億円程度が充てられる予定である。

■地域での保育充実のイメージ(保育の量的拡大)(出典:内閣府パンフレット)



(3)子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

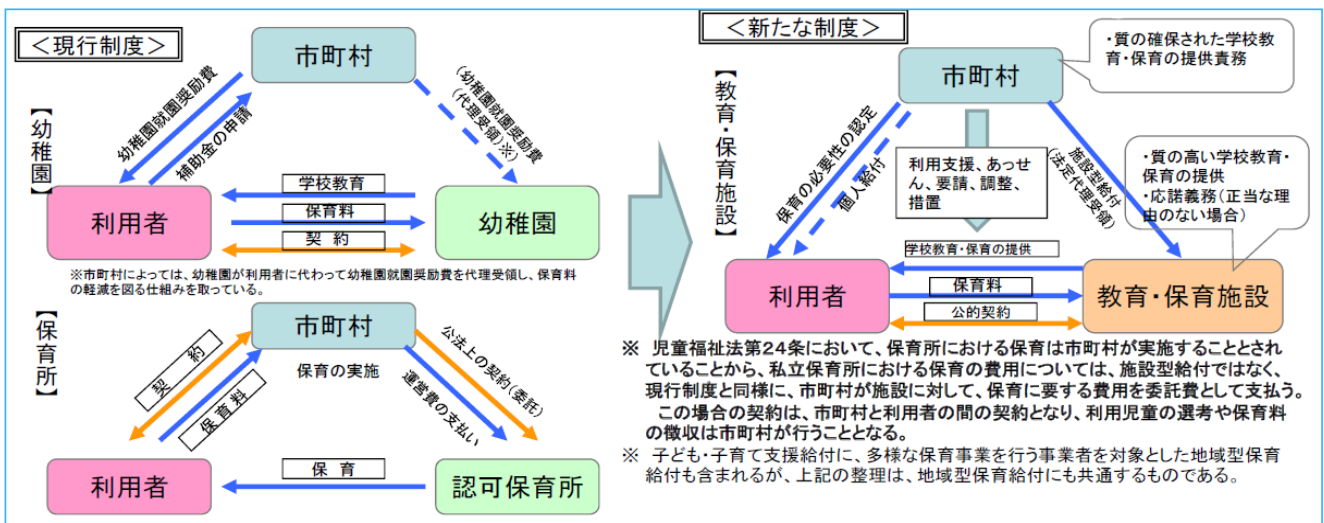
子ども・子育て支援法に基づき、市町村が実施する「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」は次のとおり。

①子ども・子育て支援給付(ア 施設型給付、イ 地域型保育給付、ウ 児童手当)

(ア) 施設型給付

幼稚園	保育所	認定こども園
施設型給付(私立保育所は委託費)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村が保護者の申請を受けて支給認定を行う。</li> <li>● 支給認定を受け、施設を利用すると施設型給付が支払われる。</li> <li>● 施設は、保護者に支払われる施設型給付を法定代理受領する。</li> <li>● 保護者は、施設に利用者負担額を支払う。(私立保育所は市町村で徴収)</li> </ul>		

(利用手続き)



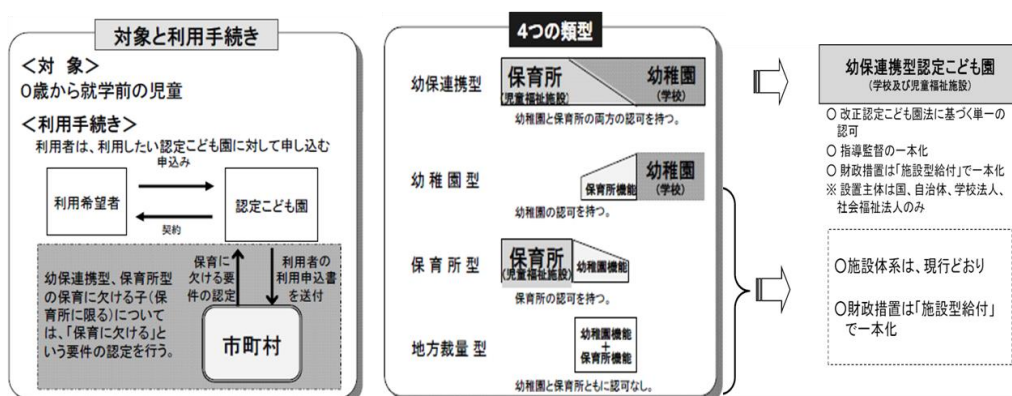


(幼稚園、保育所、認定こども園の違い)

区分	幼稚園	保育所
施設の性格	学校	児童福祉施設
根拠法	学校教育法第22条	児童福祉法第39条
目的	幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する	日々の保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児を保育する
対象児童	満3歳～就学前の幼児	0歳～就学前の保育に欠ける乳幼児
開設日数	39週以上(春夏冬休みあり)	約300日
保育時間	4時間を標準 (預かり保育の実施もある)	8時間を原則 (延長保育、夜間保育の実施もある)
保育・教育内容	幼稚園教育要領(文部科学省告示)	保育所保育指針(厚生労働省告示)
保育料(利用者負担)	設置者(自治体、学校法人等)が設定	家庭の所得(課税状況)により、市町村で設定

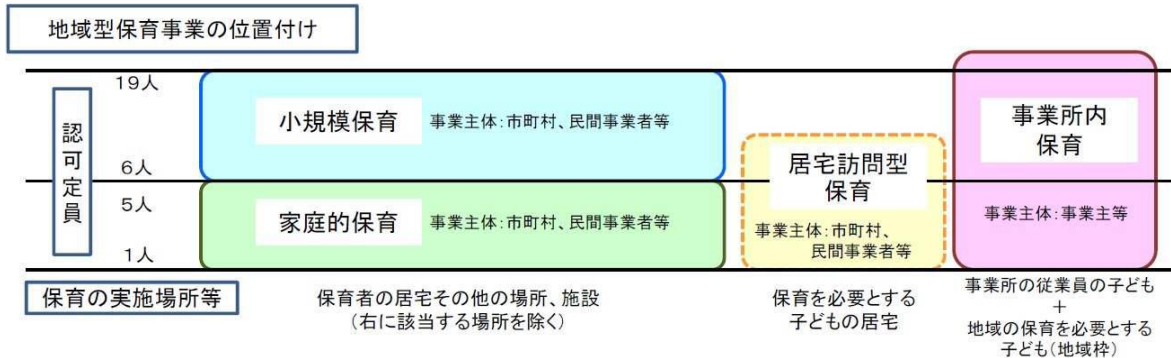
区分	幼保連携型認定こども園	幼保連携型以外の認定こども園 (幼稚園型、保育所型、地方裁量型)
施設の性格	学校と児童福祉施設の性格を併有	左記に準ずる
根拠法	改正認定こども園法第9条	改正認定こども園法第3条
目的	小学校就学前の子どもに対する教育及び保育と、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する	左記に準ずる
対象児童	0歳～満3歳未満の保育に欠ける乳幼児、満3歳～就学前の幼児	0歳～就学前の保育に欠ける乳幼児、満3歳～就学前の幼児 (施設類型により異なる)
開設日数	約300日	約300日(施設類型により異なる)
保育時間	4時間利用、8時間利用にも対応	4時間利用、8時間利用にも対応 (施設類型により異なる)
保育・教育内容	幼保連携型認定こども園保育要領(国で検討中)	左記に準ずる
保育料(利用者負担)	利用形態により、設置者(自治体、学校法人、社会福祉法人)が設定	利用形態により、設置者が設定

(認定こども園の類型)



(イ) 地域型保育給付

<p>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村が保護者の申請を受けて支給認定を行う。</li> <li>● 支給認定を受け、施設を利用すると地域型保育給付が支払われる。</li> <li>● 施設は、保護者に支払われる地域型保育給付を法定代理受領する。</li> <li>● 保護者は、施設に利用者負担額を支払う。(保育所は市町村で徴収)</li> </ul>
---



(ウ) 児童手当

現行の児童手当法に基づくもの

②地域子ども・子育て支援事業(法定 13 事業)

地域の子ども・子育て家庭等を対象とする事業で、次の事業(法定 13 事業)の中から、市町村が地域の実情に応じて実施する。

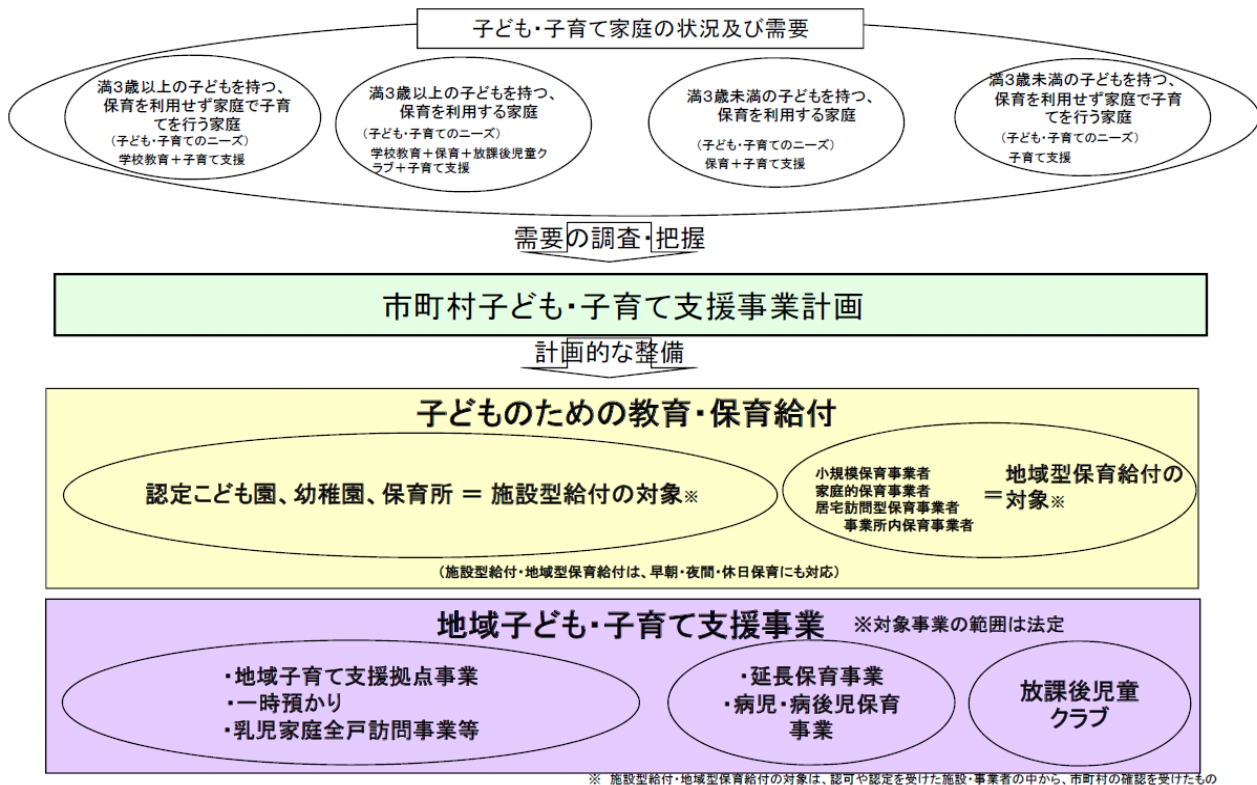
- ①【新規】利用者支援(子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等。事例として、横浜市の保育コンシェルジュ、松戸市の子育て支援コーディネーターなどがある。)
- ②地域子育て支援拠点事業(公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施)
- ③妊婦健康診査(妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業)
- ④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ⑤養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業(養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業)
- ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業)
- ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業)
- ⑧一時預かり事業(家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業)
- ⑨時間外保育事業(延長保育・休日保育)
- ⑩病児保育事業(病後児保育。保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業)
- ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業)

⑫【新規】実費徴収に係る補足給付を行う事業(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

⑬【新規】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(4)子ども・子育て支援事業計画の全体像

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画の全体像は次のとおり。



【市町村子ども・子育て支援事業計画 記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

必須記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区域の設定(第2項第1号)</li> <li>● 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第1号)</li> <li>● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第2号)</li> <li>● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容(第2項第3号)</li> </ul>
任意記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保(第3項第1号)</li> <li>● 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携(第3項第2号)</li> <li>● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(第3項第3号)</li> </ul>

(参考)関連条例

- 計画策定と並行して、市町村は新制度の実施にかかわる関連条例等を整備する必要がある。  
(下記参照)
- これらは地域主権改革に伴う「法令による義務付け・枠付けの見直し」と同じ枠組みであり、市町村は国が定める「従うべき基準」「参酌基準」などをもとに、施設の設置や事業の運営に関する基準を条例で定める。(注:「参酌基準」については、国の基準に必ずしも従う必要はなく、国の基準を準用する場合も説明責任が求められる。)
- 国が定める基準は、9月現在、子ども・子育て会議の部会で検討中であり、平成25年度末までに政省令の形で示される予定。
- 条例事項とされているのは、▽市町村が認可する地域型保育事業の認可基準、▽放課後児童健全育成事業の設備運営基準、▽都道府県が認可し、市町村が「確認」して給付を実施する際の施設・地域型保育事業の運営基準など。これらの基準は、確認・申請受付など実際の実務を始める際にその前提となるものである。

子ども・子育て支援新制度の施行に際し議会が関与する主要な事項一覧

- ◎ ◎印がついている事項については、条例で定めることが法律上義務づけられている
- ○印がついている事項は、資産処分関係(議決事項)
- △ △印がついている事項は、その他の議会が関与する可能性がある事項

<市町村>

	内容	根拠条文
	子ども・子育て会議	
◎	市町村における子ども・子育て会議の設置	子ども・子育て支援法 第77条第1項
	事業計画	
△	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条第1項
	施設・事業関係	
◎	公立の認定こども園・幼稚園・保育所の設置(既存条例の改正・廃止を含む)	地方自治法(※3) 第244条の2第1項
◎	幼保連携型認定こども園の認可基準(政令市・中核市のみ)	認定こども園法 第13条第1項
◎	幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置(政令市・中核市のみ)	認定こども園法 第25条
○	公私連携幼保連携型認定こども園設置法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡	認定こども園法 第34条第5項
○	公私連携保育法人に対する設備の無償・安価な貸付・譲渡	児童福祉法 第56条の8第5項
◎	保育所の認可基準(政令市・中核市のみ)	児童福祉法 第45条第1項
◎	地域型保育事業の認可基準	児童福祉法 第34条の16第1項
◎	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備運営基準	児童福祉法 第34条の8の2第1項
	確認に係る基準等	
◎	給付対象として確認を受ける施設(※1)の運営基準	子ども・子育て支援法 第34条第2項
◎	給付対象として確認を受ける地域型保育事業(※2)の運営基準	子ども・子育て支援法 第46条第2項
△	教育・保育の利用料	子ども・子育て支援法 第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第30条第2項、附則第6条第4項
	その他	
◎	過料	子ども・子育て支援法 第87条各項

<都道府県>

	内容	根拠条文
	子ども・子育て会議	
◎	都道府県における子ども・子育て会議の設置	子ども・子育て支援法 第77条第4項
	事業計画	
△	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法 第62条第1項
	施設関係	
◎	公立の認定こども園・幼稚園・保育所の設置(既存条例の改正・廃止を含む)	地方自治法(※3) 第244条の2第1項
◎	幼保連携型認定こども園の認可基準	認定こども園法 第13条第1項
◎	幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置	認定こども園法 第25条
◎	認定こども園(幼保連携型以外)の認定要件	認定こども園法 第3条第1項、第3項
◎	保育所の認可基準	児童福祉法 第45条第1項

(※1) 認定こども園、幼稚園、保育所

(※2) 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

(※3) 地方公共団体は公の施設の設置及びその管理に関する事項を条例で定めなければならない(地方自治法第244条の2第1項)

出典:内閣府資料(平成24年11月29日「自治体説明会における主な質疑について」参考資料1)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/h241129/ref1.pdf>